

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

(案)

変更後

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz — 10000MHz

第2表 27.5MHz — 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	9200 — 9300 J194	海上無線航行 — 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポ ンダ用とする。
[略]	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
[略]	9300 — 9500 J197 J198 J199	海上無線航行 J154 — 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポ ンダ用及び船舶無線航行用レー ダート用とする。
[略]	航空無線航行 J196 — 一般業務用	公共業務用 — 一般業務用	航空機無線航行用レーダート用と する。
[略]	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	9200 — 9300 J194	海上無線航行 — 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポ ンダ用とする。
[同左]	無線標定	公共業務用	
[同左]	9300 — 9500 J197 J198 J199	海上無線航行 J154 — 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポ ンダ用及び船舶無線航行用レー ダート用とする。
[同左]	航空無線航行 J196 — 一般業務用	公共業務用 — 一般業務用	航空機無線航行用レーダート用と する。
[同左]	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 略]

[第3表 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。